

# 有限会社大阪エイドセンター個人情報保護に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、有限会社大阪エイドセンター（以下、「エイドセンター」という。）が業務を通じて取得した個人に関する情報(以下、「個人情報」という。)を適切に管理、保護し、またその情報を利用する場合のルールを定め、もって情報開示に関する個人のプライバシーを保全することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において個人情報とは、氏名、住所、家族状況、電話番号、など、当社の事業（損害保険取扱・旅行業務など）を通じて取得もしくは組合員等より提供された当該個人のプライバシーに関する一切の情報をいう。

### (生協の責務)

第3条 当社は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理に努めるとともに、個人情報の取扱いに当っては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (適用範囲)

第4条 個人情報の適用範囲は、当社が定款に基づいて実施する事業及び運営の範囲とし、個人情報を取り扱う事業について、当該事業の名称、内容、個人情報の対象者の範囲、作成時期等を記載した個人情報取扱事務事業目録を作成し、申出に応じて閲覧に供する。

## 第2章 個人情報の収集

### (個人情報収集の制限)

第5条 当社は、個人情報を収集するときは、当社の事業を遂行する上で必要な範囲において収集する。

2. 個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集する。
3. 個人情報を収集するときは、本人から収集する。

但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)本人の同意があるとき。
- (2)法令等の規定に基づくとき。
- (3)府その他の行政機関から提供を受けるとき。
- (4)個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められると

き。

(5)その他、本人から収集することにより、個人情報取扱事業の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

4. 当社は次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等規定に基づくとき又は個人情報取扱事業の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認めるときは、この限りでない。

(1)思想、信条、宗教その他心身に関する基本的な個人情報。

(2)社会的差別の原因となるおそれがある個人情報。

### 第3章 個人情報の利用

(個人情報の利用及び提供の制限)

第6条 当社は、大阪エイドセンター事業の目的以外に個人情報を、当社内において利用し、又は当社以外のものに提供してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 当社内で利用し、又は府その他の行政機関等に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが、当社の事業の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2. エイドセンターは、エイドセンター以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認められるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の制限を付し、または適切な取扱について必要な措置を講ずることを求めなければならない。

### 第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の管理)

第7条 エイドセンターは、個人情報取扱事務事業の目的を達成するために、必要な範囲でそ

の保有する個人情報を正確かつ最新の状況に保つよう努めなければならない。

第8条 エイドセンターは、エイドセンターにおいて取得・蓄積された組合員等の個人情報について、不正な方法で取得、改ざん、破壊、紛失、あるいは目的外の利用、流失等が発生しないよう、厳格に管理しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第9条 エイドセンターは、個人情報取扱事業を委託するときは、必要な措置を講じなければならない。

## 第5章 開示

(個人情報に関する開示)

第10条 エイドセンターは、エイドセンターが蓄積・管理している組合員等の個人情報に関して、当該組合員より照会の請求があった場合は、本人であることを確認の上、その情報を開示しなければならない。

## 第6章 訂正

(個人情報の訂正請求)

第11条 エイドセンターは、エイドセンターが保有する個人情報の事実について、当該個人情報の本人からの訂正の請求があり、本人であることが確認され、当該事実に誤りがあると認めるときは、それに応ずるものとする。

(訂正の請求に対する決定等)

第12条 エイドセンターは、訂正の請求があったときは、当該請求があった日から起算して14日以内に、必要な調査を行い、訂正する旨又はしない旨の決定をし、訂正の請求した者に書面で通知しなければならない。

## 第7章 社員の義務

(社員等の義務)

第13条 エイドセンターの社員又は社員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第14条 法令およびこの規程に故意または重大な過失により違反した社員は、職員就業規則の定めるところにより懲戒処分を行うことがある。

## 第8章 苦情処理

(苦情の処理)

第15条 エイドセンターは、当該個人情報の本人から個人情報の取り扱いについての苦情の申し出を受けた時は、遅滞なく、当該申し出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行なった上で、当該申し出に対する処理を行なわなければならない。

## 第9章 組織体制・教育

(個人情報保護管理者)

第16条 エイドセンターは、この規程を厳正に運用するために、個人情報保護管理者を配置する。

個人情報保護管理者は代表取締役とする。

(個人情報保護管理者の任務)

第17条 個人情報保護管理者は、この規程の定めるところに基づき、諸規定の整備、安全対策の実施、教育訓練等の推進のための計画の策定し、本規程の周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。

(教育)

第18条 個人情報保護管理者は、この規程の確実な実施を図るため、定期的に教育・研修を行うものとする。

## 第10章 補 則

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃については、取締役会の議を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成17年4月1日から実施する。